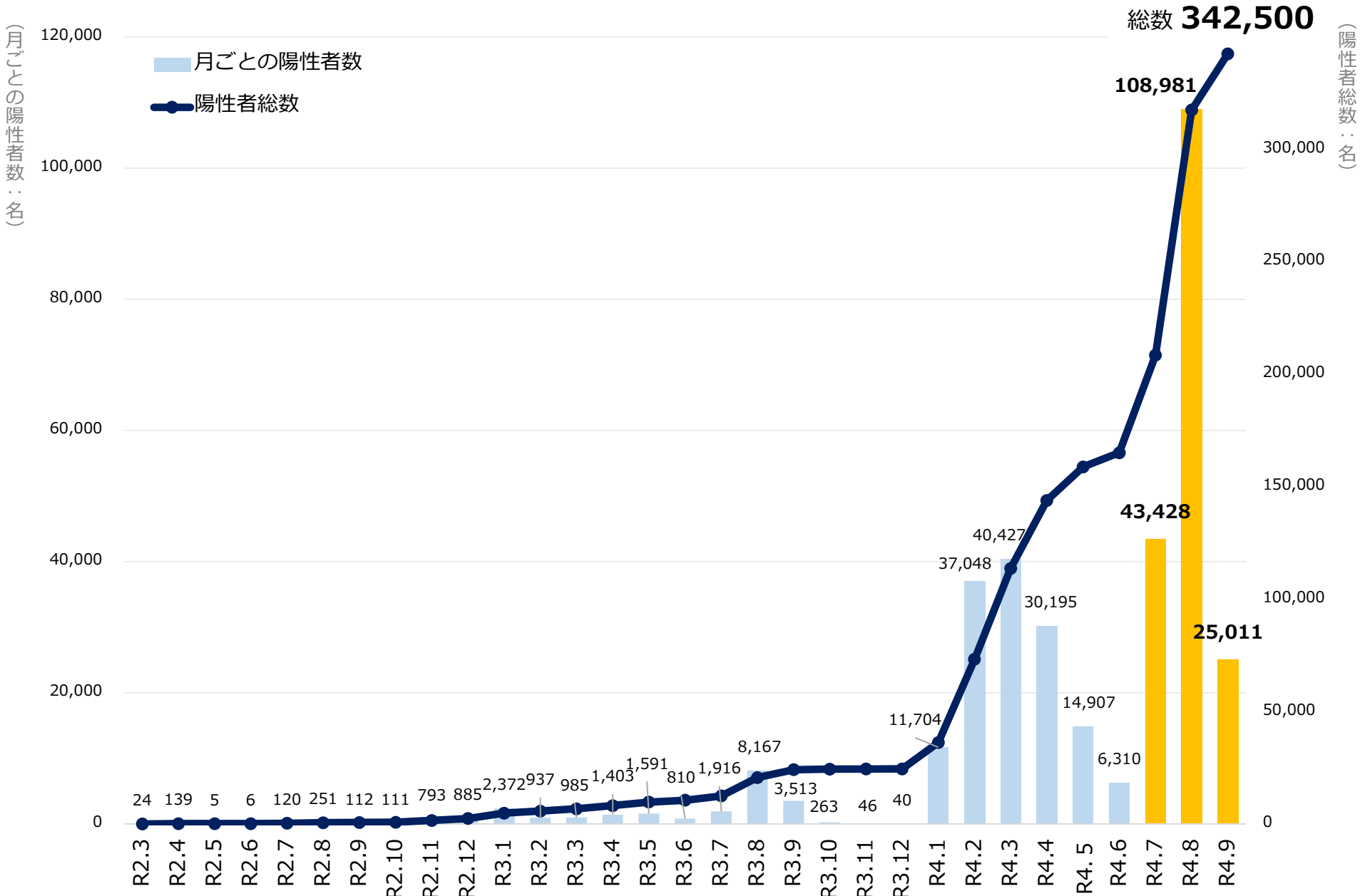


令和4年第3回定例会
保健福祉医療委員会資料

○新型コロナウイルス感染症について

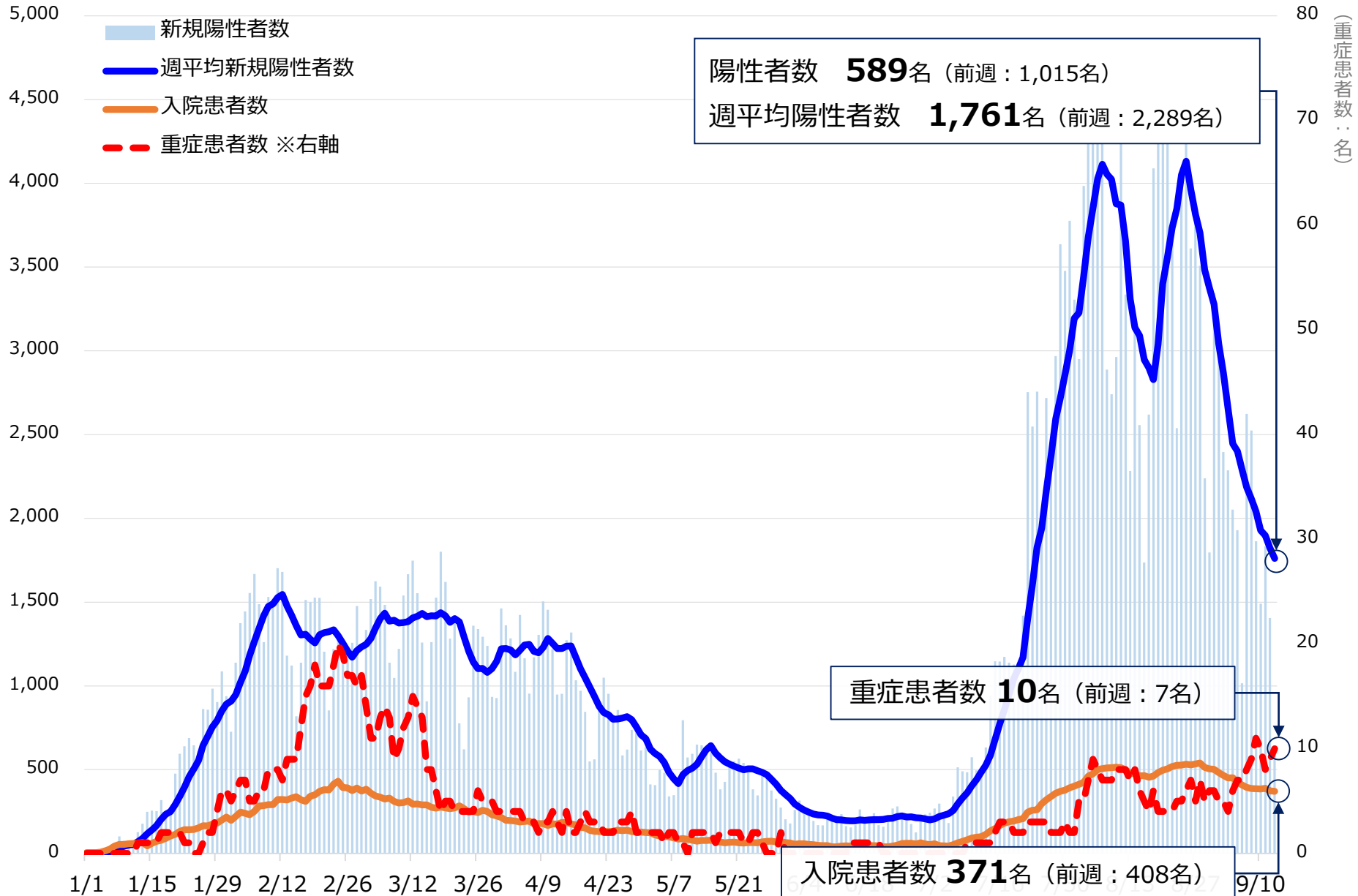
令和4年9月15日
保健医療部

月別の新規陽性者数の推移 (9/13まで)

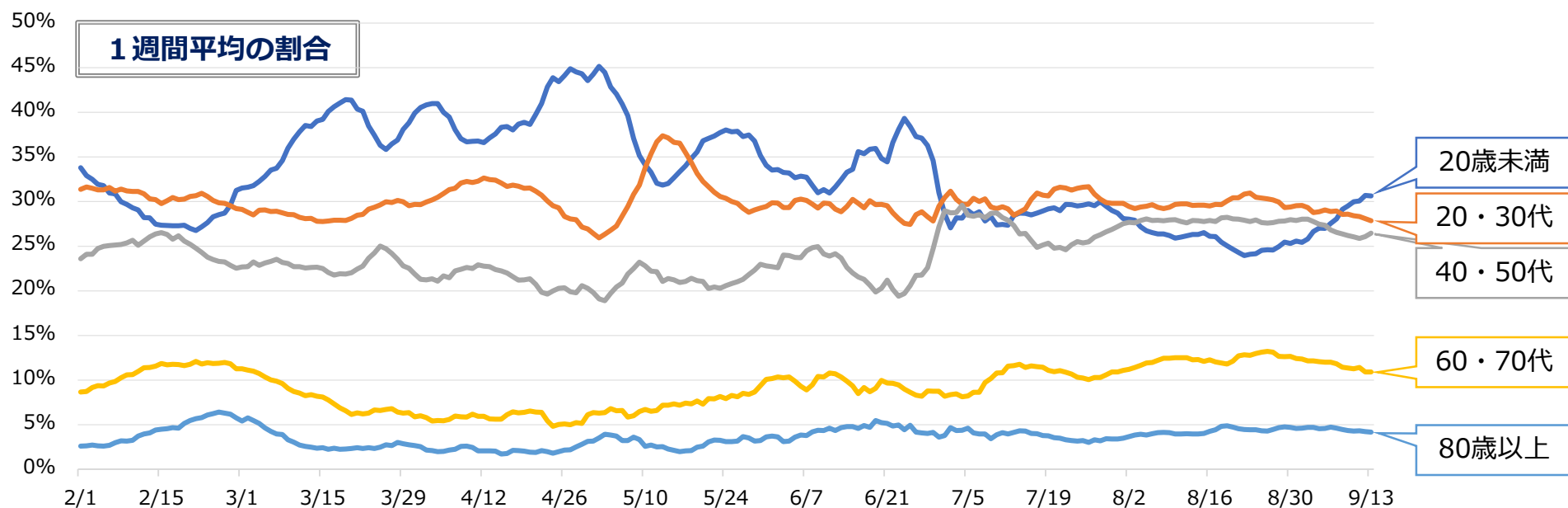
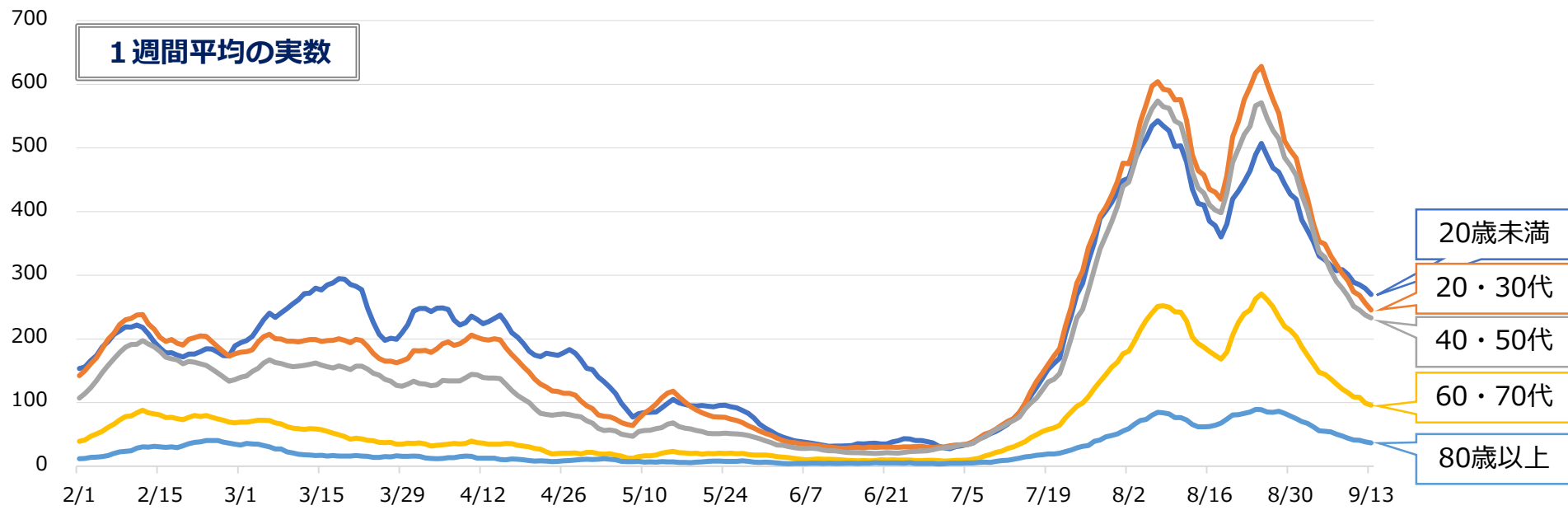


県内の新規陽性者数・入院患者数の推移 (1/1~9/13)

(新規陽性者数・入院患者数…名)



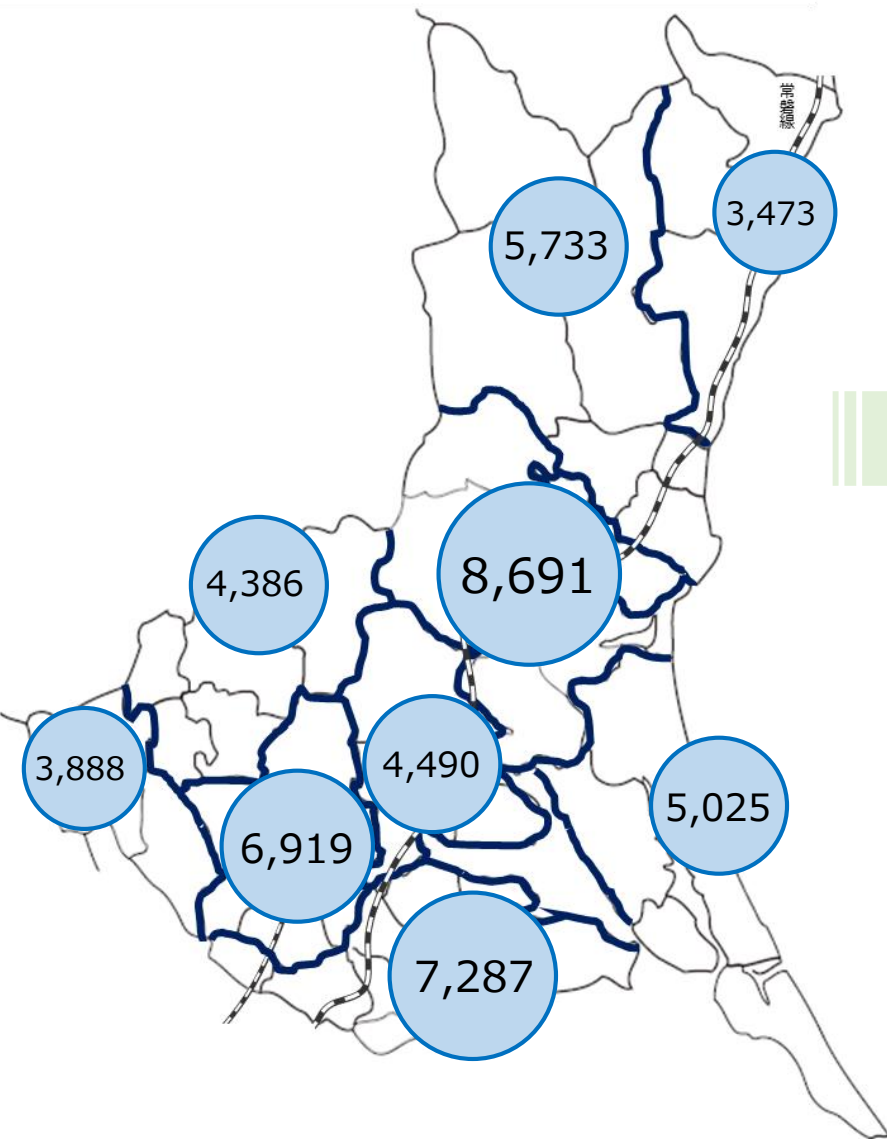
年代別の新規陽性者数の推移 (2/1~9/13、20歳刻み)



保健所別の新規陽性者数（公表日ベース）

8/17～8/30（14日間）

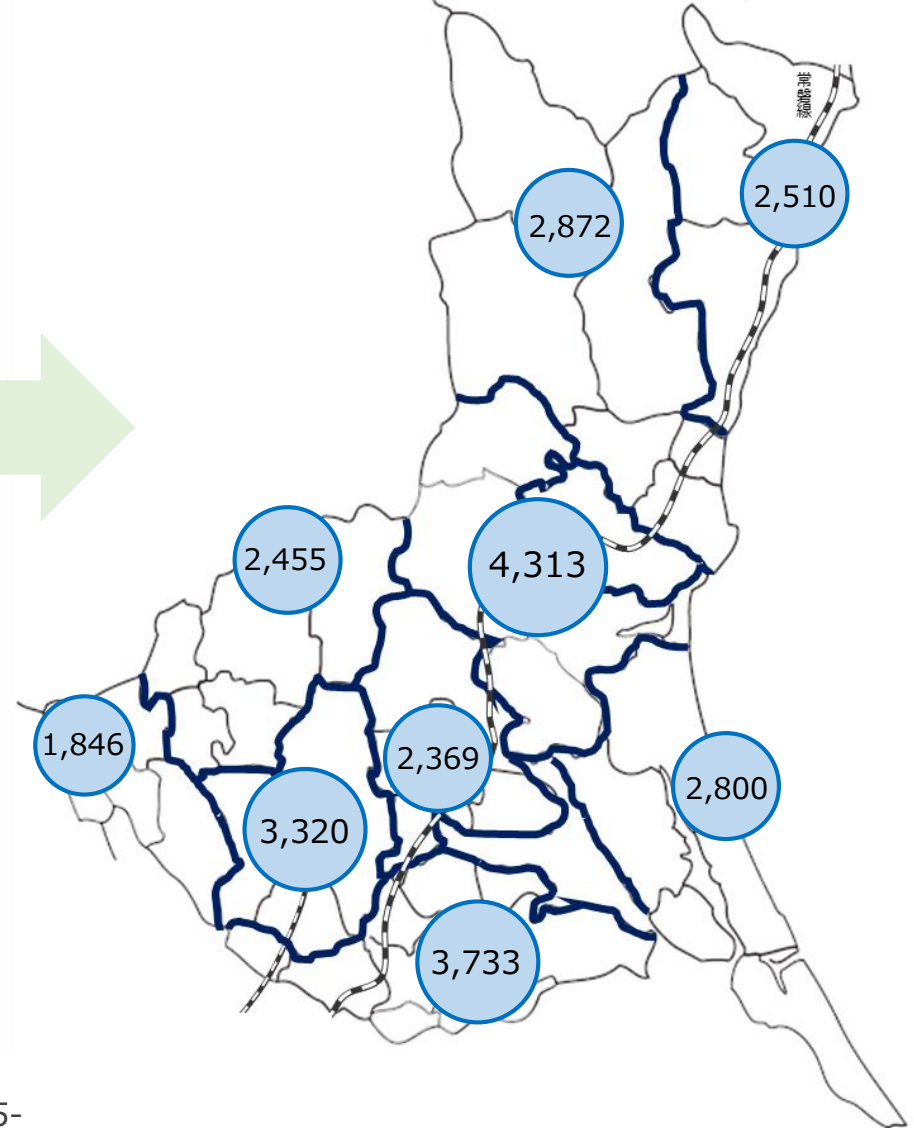
新規陽性者数：49,892名（県外居住者除く）



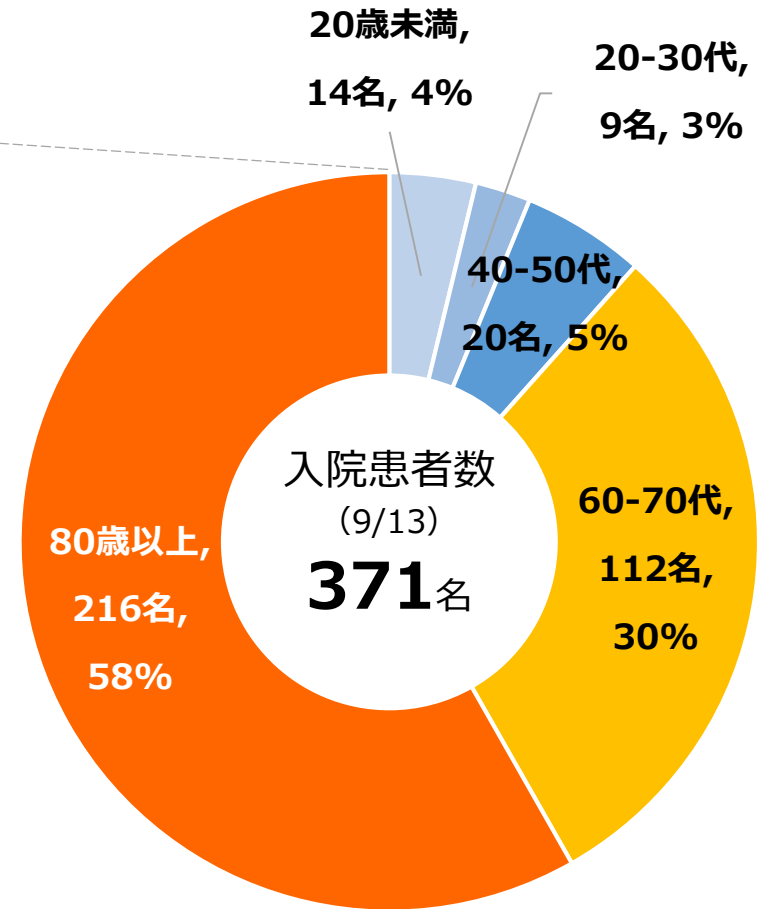
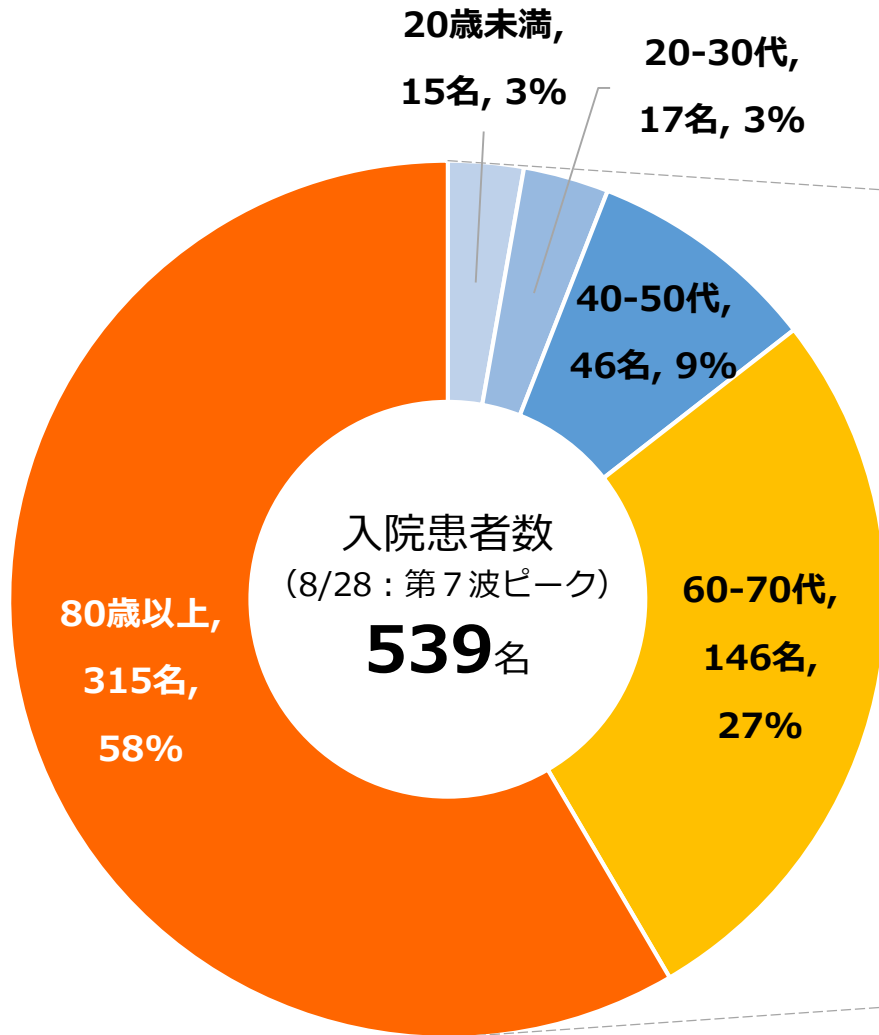
8/31～9/13（14日間）

新規陽性者数：28,262名（9/1までは県外居住者除く）

※9/2以降は、医療機関の所在地別で陽性者数を集計したもの。
※下図の他、陽性者情報登録センターで登録した2,044名を含む。

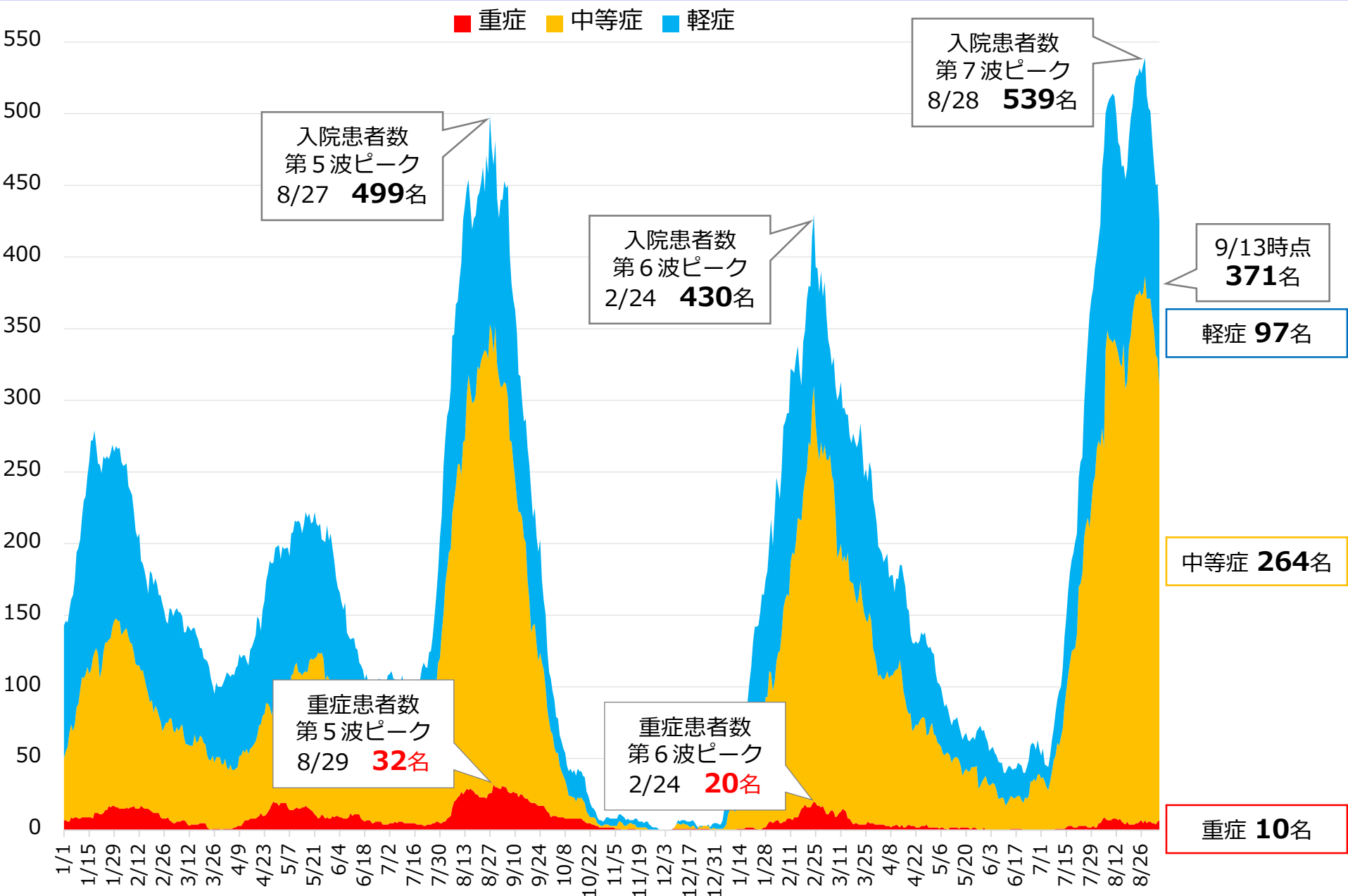


入院患者の年代別割合の推移



入院患者は約170名減少

症度別の入院患者数 (9/13時点)



第5波～第7波の重症化率の推移 (速報・暫定値)

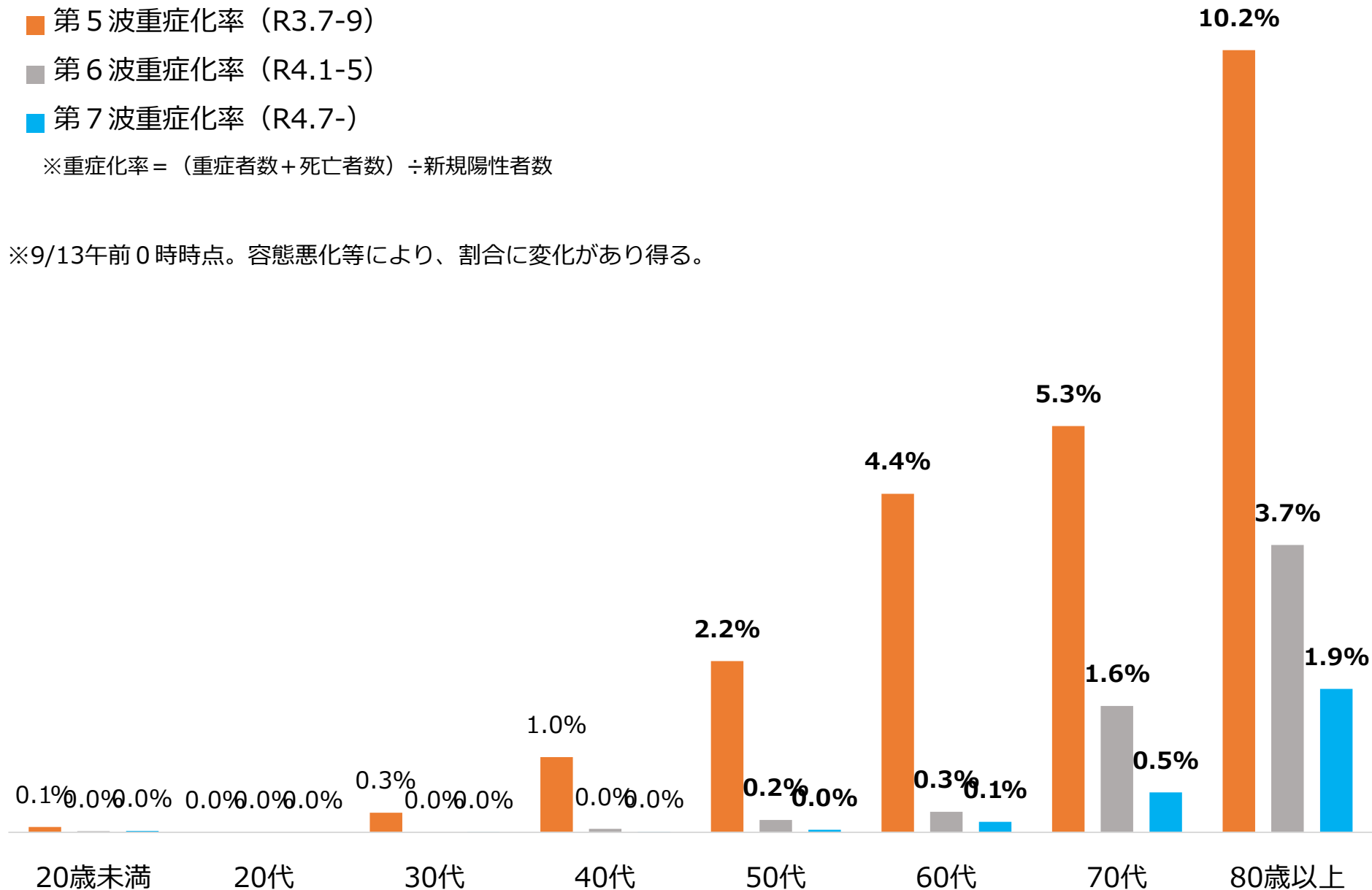
■ 第5波重症化率 (R3.7-9)

■ 第6波重症化率 (R4.1-5)

■ 第7波重症化率 (R4.7-)

※重症化率 = (重症者数 + 死亡者数) ÷ 新規陽性者数

※9/13午前0時時点。容態悪化等により、割合に変化があり得る。



新型コロナウイルス感染症による入院患者の増加に備えた対応

- 新型コロナ患者の急増に備え、**さらなる病床を確保**（800床→949床）。
- より多くの新型コロナ患者を受け入れるため、**医療機関間の役割分担による転退院を促進**。

診療・検査医療機関
(いわゆる発熱外来)

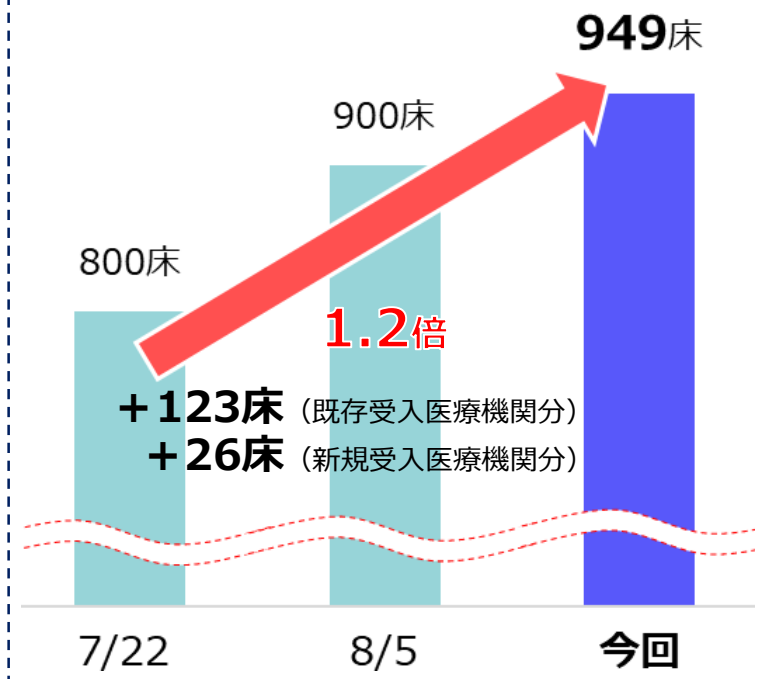
◆ 事前予約の上、対応
(県内約800箇所)

入院加療が
必要な陽性者

コロナ入院受入病院

- ◆ 最悪の想定に対応するため、過去最多の病床を確保

確保病床数の推移



非コロナ患者

コロナ入院受入を行わない病院

- ◆ 非コロナ患者の転院受入
- ◆ 非コロナ救急患者の受入拡大

退院基準を
満たした患者

後方支援病院

- ◆ 退院基準を満たしたコロナ患者を後方支援病院へ転院促進

抗原検査キット送付センター・陽性者情報登録センター

1. 概要

- 発熱外来のひっ迫を緩和するため、8月19日に、「抗原検査キット送付センター」及び「陽性者情報登録センター」を設置。
- 8/31までに**6,321件のキットを送付**し、9/12までに**5,865名の陽性者登録**を受け付け。
※5,865名には、ご自身で購入したキットで検査した方や薬局で検査した方を含む。

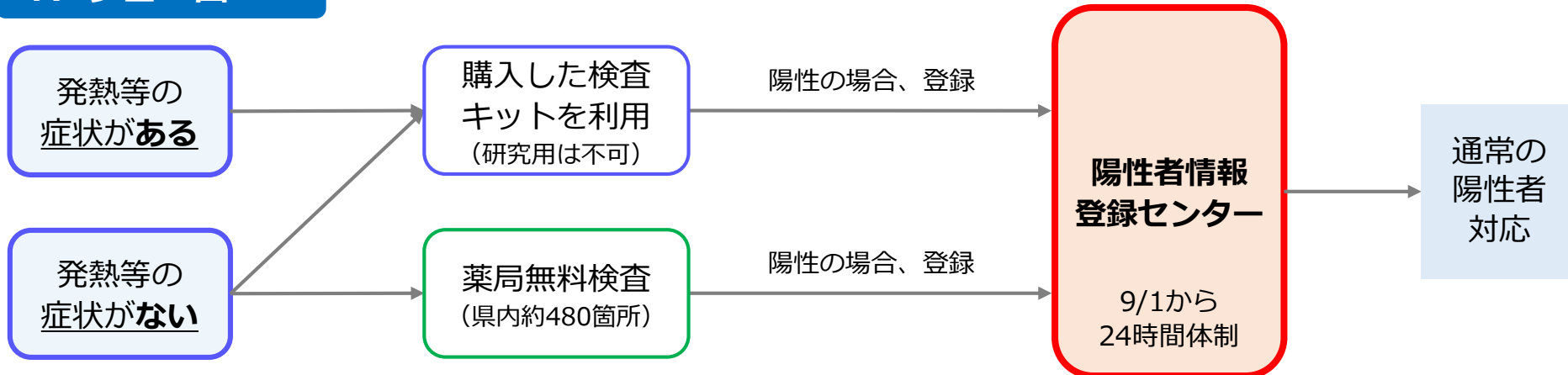
2. 対象者

- 次の条件に1つも該当しない方。 ※該当する方は、「診療・検査医療機関」（発熱外来）の受診を推奨。
①65歳以上、②基礎疾患がある、③妊娠している、④症状が続く

3. 申請受付期間

- 令和4年8月19日（金）～令和4年9月30日（金）
※検査キットについては、ネット販売解禁（近く予定）や薬局等での販売により購入環境が整備されること、陽性者登録の過半数がご自身で購入したキットで検査した方であることから、送付センターからの送付を8月末で終了。

4. フロー図



保健所機能の維持・強化

課題

感染状況悪化に対応するため、職員の過重勤務を抑えつつ、保健所機能を維持・強化する必要がある。

- ・ 応援体制に必要な人員の確保
- ・ 負担が大きかった業務の軽減

負担軽減の内容

1 人的支援

(1) 第6波での応援体制

県職員等からなる応援職員の増強

※77名：第5波の派遣のピーク（R3.9.1）⇒191名：第6波の派遣のピーク（R4.2.10）

(2) 第7波での応援体制

県職員等による応援体制から、外部委託を活用した応援体制へ移行

※派遣者：126名（R4.9.13）

2 保健所業務の負担軽減

感染拡大の波ごとの特性に合わせ、保健所業務の見直し・効率化等を実施

	見直し内容
第5波	積極的疫学調査の本庁集約
第6波	疫学調査のICT活用、積極的疫学調査の重点化、自宅療養者の夜間緊急電話相談の本庁集約、音声自動システム導入及び電話オペレーター活用、就業制限・解除通知作成等の本庁集約
第7波	発生届の対象限定化、ハースへの発生届代理入力・宿泊療養施設入所調整事務の本庁集約

発生届の限定に伴う陽性者への対応

発症時

- 症状のある方は、診療・検査医療機関（県内約800か所）で受診・検査を実施
- 陽性が判明した際は、医師が重症化リスク等の有無を確認し、発生届の対象・対象外の旨と併せて陽性者に結果通知
- 療養に必要な事項（宿泊療養の申込先、体調悪化時の連絡先等）を陽性者に案内（チラシ・メール）
※発生届対象外であっても、従来どおり、診断後に発生した医療費は公費負担

陽性判明時

発生届の対象者 (発生届の限定)

新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、以下のいずれかに該当する方
①65歳以上の方、②入院を要する方、③重症化リスクがあり、かつ、コロナ治療薬の投与又は酸素投与が必要と医師が判断する方、④妊婦の方

発生届の対象の方

- 従来どおり、HER-SYSや保健所から、陽性者に必要な情報をSMSで送信
- 宿泊療養を希望する方は、SMSに基づき、「いばらき電子申請システム」で申込み
- MyHER-SYSによる健康管理
※県庁健康観察チームや保健所から連絡する場合あり
- 体調悪化時の相談対応
・県庁健康観察チーム
- MyHER-SYSを活用した「療養証明書」を発行（医療保険の請求に活用可能）

発生届の対象外の方

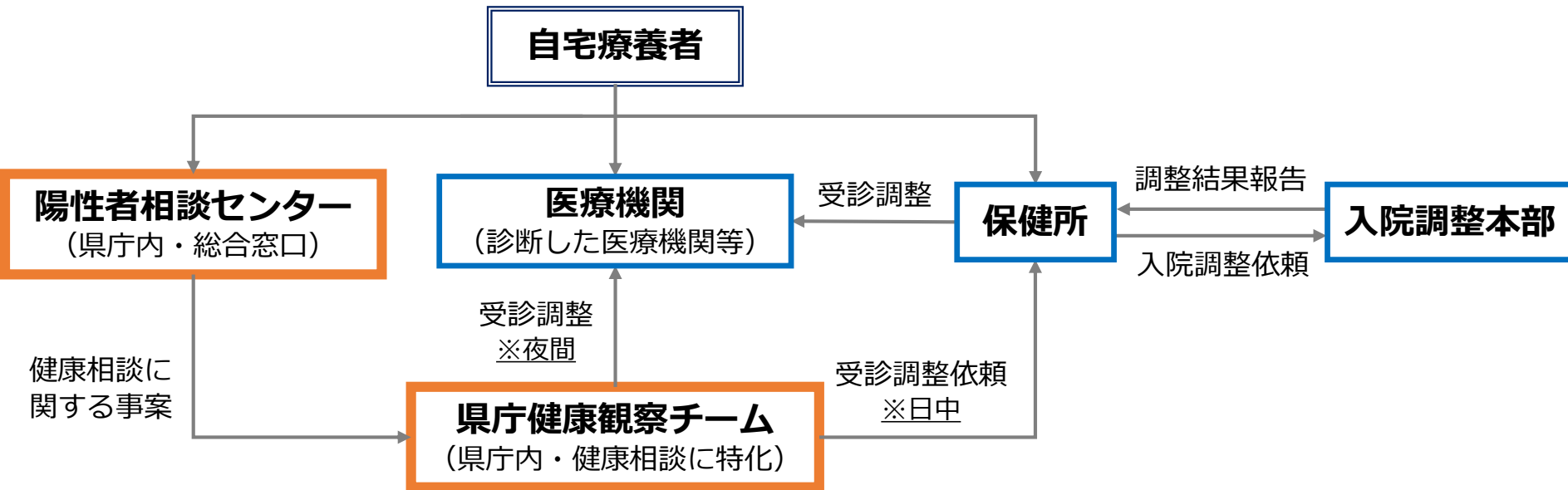
- 保健所等からの連絡は行わず、宿泊療養を希望する方は、ご自身で「いばらき電子申請システム」で申込み
※医療機関で配付されるチラシ等に記載
- ご自身で健康管理を実施
- 体調悪化時の相談対応
①診断を受けた医療機関等
②**県庁陽性者相談センター**【24時間対応】
③保健所
- MyHER-SYSから「療養証明書」を発行せず、医療保険の請求には、各保険会社が代替書類により対応

療養期間中

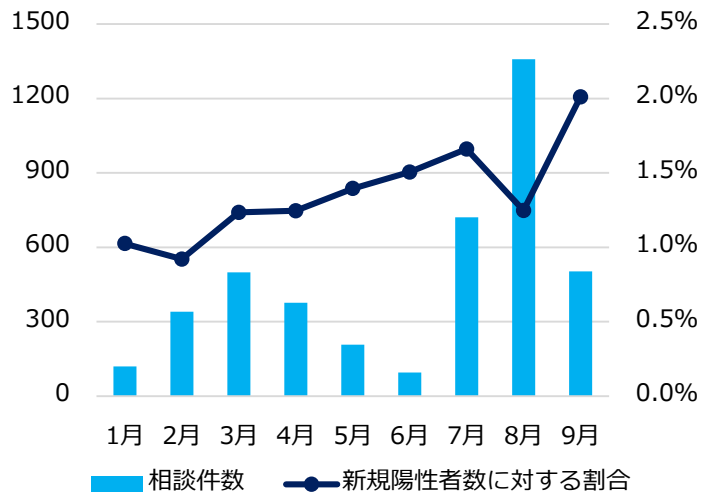
療養終了後

発生届の対象外となる方の体調悪化時の対応について

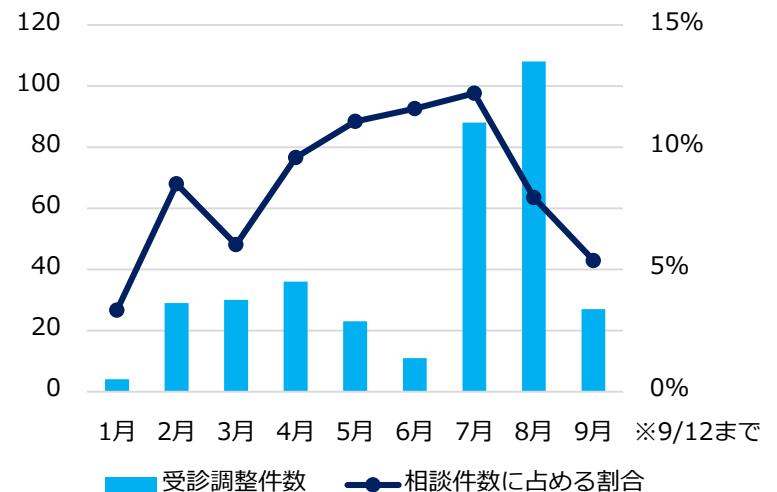
- 発生届の対象外となる方への総合的な相談窓口として、「陽性者相談センター」を設置。
- 特に、**体調悪化等の健康相談については、24時間体制**で対応。 ※従来から24時間体制



(図1) 夜間緊急電話への健康相談の状況



(図2) 夜間の受診調整の状況 (図1の内数)



新型コロナウイルスワクチン接種

ワクチン接種状況（2022.9.12現在）

全人口	1回目	2回目	3回目	4回目
約289万人	2,487,405回 (86.1%)	2,453,944回 (84.9%)	2,000,328回 (69.2%)	807,440回 (27.9%)

接種促進の取組

(1) 若年層の3回目接種率の向上

- ・企業・団体への働きかけ、SNSの活用など広報の強化
- ・県大規模接種会場で予約なしでの接種を可能にするなど、接種しやすい環境づくり

(2) 4回目接種促進

- ◇ **福祉施設** 「3回目から5か月経過後1週間以内に接種する」とする目安を示し、最短での接種体制を構築
- ◇ **60歳未満** 基礎疾患を有する者のほか、重症化しやすいとされる喫煙者・運動不足者へ接種の検討を呼びかけ
- ◇ **医療従事者等及び高齢者施設等の従事者**（7月22日対象拡大）
市町村、郡市医師会と連携し、迅速に勤務地接種及び住所地接種を促進

新型コロナウイルスワクチン接種（今後の動向）

今後の動向

（１）オミクロン株対応ワクチンの接種について

- ◇ **導入ワクチン** 「BA.1対応型」ワクチン（ファイザー社製・モデルナ社製）
※オミクロン株（BA.1型）と従来型に対応した2価ワクチン
- ◇ **期待される効果・目的**
 - ①従来の1価ワクチンを上回る重症化予防効果
 - ②オミクロン株への感染・発症予防効果
- ◇ **想定対象者** 初回接種を完了した12歳以上の住民全員
- ◇ **接種間隔** 前回の接種終了から5ヶ月以上経過していること
- ◇ **開始時期等** 9月12日薬事承認、9月19日週から順次配送開始。（本県：計78万回分）
予防接種法 政省令等改正後、接種開始。

（２）小児（5～11歳）の接種に関する改正内容（9月6日施行）

- ① 追加接種（3回目）の開始
 - ・ワクチン ファイザー社小児用ワクチン（R4.8.29 薬事承認）
 - ・接種間隔 2回目接種から少なくとも5ヶ月以上空けること
 - ・開始時期 9月6日
- ② 「努力義務」の適用
 - ・オミクロン株流行下での新たな知見を踏まえ、初回・追加接種に「努力義務」を適用

大規模接種会場の運営等について

1 大規模接種会場の運営終了

- ◇ 県大規模接種会場は、市町村の新型コロナワクチンの接種を補完し、より多くの県民が速やかに接種を受けられるよう、接種しやすい環境づくりに努めてきたところ
- ◇ 本県における3回目接種及び4回目接種は、全国と比較しても進んでおり、市町村における速やかな接種体制の構築ができていることから、県による大規模接種は一定の役割を果たしたものとし、**9月末で全会場の運営を終了**

<大規模接種会場の概要>

会場	県庁福利厚生棟 (水戸)	産業技術総合研究所 (つくば)	古河市生涯学習センター総和 (古河)	鹿島セントラルホテル (神栖)	牛久運動公園武道館 (牛久)
開設日	2月2日	2月8日	2月6日	2月4日	2月8日
運営終了日	9月30日				8月28日
接種実績	約270,600回(9月12日現在)				
備考	・9月の接種日等：週3回(金・土・日) 10時～20時 ・予約枠に余裕がある日時に限り、可能な範囲で「予約なし」の接種も実施 ・運営終了まで従来型のモデルナ社ワクチン(1価ワクチン)を接種				

2 モデルナ社ワクチンの廃棄

県大規模接種会場で保有しているモデルナ社ワクチンについて、下記の時期に使用期限を迎えることとなるが、接種見込みがないことから廃棄処分を予定

- ・9月中旬期限：3,320バイアル(約5万回分)
- ・10月中旬期限：1,550バイアル(約2.3万回分) 合計：4,870バイアル(約7.3万回分)

※8月のピーク時の予約枠(約5,000回/日の約半月分に相当)

令和 4 年第 3 回定例会

保健福祉医療委員会資料

〔諸般の報告事項〕

- 1 県立医療大学の公立大学法人化に向けた検討結果について 2
- 2 愛玩動物看護師法に係る養成所の指定について 3

令和 4 年 9 月 1 5 日

保 健 医 療 部

1 県立医療大学の公立大学法人化に向けた検討結果について

1 検討結果

県立医療大学及び付属病院については、高度な医療人材を数多く輩出するとともに、充実したリハビリテーション医療を提供するため、より効率的で柔軟な大学運営に向けて、地方独立行政法人法に基づき「法人化」する方向で準備・検討を進めてまいりましたが、以下のとおり、準備・検討は一旦停止することといたします。

(1) 法人化の目的・目標

- ① 県とは別組織とすることにより、理事長のリーダーシップのもと、教職員が一丸となった大学運営と、教職員の自覚意識の向上を図る。
- ② 弾力的な予算執行・人員配置等により、効率的・機動的かつ柔軟な大学運営を行う。

(2) 検討の経過

- ① 令和3年度以来、魅力ある大学づくりや診療機能の充実及び経営改善を進める視点から、公立大学法人化後の運営体制や事業内容・収支計画の検討、設立手続き等の準備を進めてきた。
- ② また、収支計画については、大学は教育研究機関であるため大幅な収支改善は難しいことから、付属病院を中心に検討してきた。

(3) 検討を一旦停止する理由

- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大による患者の入院控えや臨時医療施設への医師・看護師の派遣による入院制限等により、付属病院の経営がコロナ禍前と比べて悪化する中、法人化に伴う人事・財務システムの新規導入等による経費増の影響が大きいことが判明したこと。
- ② 法人化に関する検討の結果、現行の県直営の体制であっても、魅力ある大学づくりや付属病院の診療機能の充実、経営改善等に向けた取り組みを行うことが十分可能と考えられること。

2 今後の取組方針

以上を踏まえ、現行の県直営体制のもと、魅力ある大学づくりや付属病院の診療機能の充実、経営改善に向け、取り組みを進めていく。

〈取り組み例〉

- ① 【大学】魅力ある大学づくり
 - ・ タイムリーな新規講座開設などを通じた高度医療人材の輩出
 - ・ 外部資金の獲得による研究活性化 等
- ② 【付属病院】診療機能の充実・経営改善
 - ・ 病床稼働率の向上
 - ・ 理学療法士の増員等によるリハビリ診療機能の充実 等
- ③ 【大学・付属病院共通】
 - ・ 職員の意識改革
 - ・ 維持管理経費の節減 等

2 愛玩動物看護師法に係る養成所の指定について

1 愛玩動物看護師法の制定の背景と概要

「愛玩動物看護師」については、国において、業務量の増大が見込まれる獣医師の補助者として果たすべき重大な役割及び責任に鑑み、資格要件の基準の策定及び技術向上に向けた環境整備が検討されてきた。

「愛玩動物看護師法」は、「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正と併せて、「愛玩動物看護師」を国家資格として定め、愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的とし、令和元年6月、新たに制定された。

なお、本法は環境省及び農林水産省共管となっており、施行は令和4年5月1日である。

また、都道府県の事務は、受験資格に必要な養成所の指定及び指定した養成所の監督、指導等となっている。

2 県が指定した愛玩動物看護師養成所

(1) アジア動物看護理学療法専門学校

設置者：学校法人佐山学園 所在地：石岡市貝地2-1-29

(2) つくば国際ペット専門学校ペットビジネス学科愛玩動物看護師コース

設置者：学校法人つくば文化学園 所在地：つくば市沼田字川戸578

※両校とも指定日は令和4年4月1日付け

3 愛玩動物看護師の概要

(1) 業務内容

- ア 獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助
- イ 愛玩動物の世話その他の看護
- ウ 愛玩動物の愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援

(2) 国家試験受験資格

- ア 大学において主務大臣が指定する科目を修めて卒業
- イ 都道府県知事が指定した養成所において3年以上必要な知識及び技能の修得
- ウ 同等の知識及び技能を有する者（外国での学校等卒業者又は資格保持者）
- エ 大学・専門学校等の既卒者・在学者及び実務経験者等（経過措置）

4 その他

愛玩動物看護師国家試験については主務大臣が指定した指定試験機関（一般財団法人動物看護師統一認定機構）が実施する。

愛玩動物看護師免許登録等業務については主務大臣が指定した指定登録機関（一般財団法人動物看護師統一認定機構）が実施する。

令和 4 年第 3 回定例会
保健福祉医療委員会資料

〔議案関係〕

- 第 100 号議案 令和 4 年度茨城県一般会計補正予算（第 4 号）（保健医療部分）
- 第 101 号議案 令和 4 年度茨城県立医療大学付属病院特別会計補正予算（第 1 号）・・・ 2

令和 4 年 9 月 1 5 日
保 健 医 療 部

第 100 号議案 令和 4 年度茨城県一般会計補正予算（第 4 号）

○ 一般会計補正予算（保健医療部分）

【今回分】 (単位：千円)

事項	予算額	特定財源種目金額	一般財源
保健医療部 計	128,700	—	128,700

【歳出項目別】 (単位：千円)

款 名 項 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
5 保健福祉費	301,866,102	2,826,790	304,692,892
5 保健所費	2,019,441	12,348	2,031,789
6 医薬費	11,512,073	88,864	11,600,937
7 環境衛生費	1,246,937	2,884	1,249,821
8 公衆衛生費	94,549,233	24,604	94,573,837
計	109,327,684	128,700	109,456,384

第 101 号議案 令和 4 年度茨城県立医療大学付属病院特別会計補正予算（第 1 号）

【今回分】 (単位：千円)

事項	予算額	繰入金	繰越金
保健医療部 計	33,694	31,094	2,600

【歳出項目別】 (単位：千円)

款 名 項 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
1 県立医療大学 付属病院費	3,195,947	33,694	3,229,641
1 病院運営費	2,671,695	33,694	2,705,389

※ いずれも、電気料金等の高騰に対応した県有施設の光熱水費の補正

主要事業等の概要（案）

保健医療部

保健政策課、健康推進課、生活衛生課、医療人材課

<p>事業名又は議案の 名 称</p>	<p>県有施設電気料金等高騰対応関連事業</p>																							
<p>1 予 算 額</p>	<p>128,700千円 【県立医療大学附属病院特別会計含み162,394千円】</p>																							
<p>2 現況・課題</p>	<p>原油価格の高騰等により電気料金等が値上がりしている状況であり、県有施設等においては、年間を通しての予算の不足が見込まれる状況である。</p>																							
<p>3 必要性・ねらい</p>	<p>県有施設等の光熱水費（電気料金等）等の予算の不足額について、補正予算で対応し、適切な庁舎の維持・管理に努めていく必要がある。</p>																							
<p>4 事業の内容</p>	<p>〔事業概要〕</p> <table border="1" data-bbox="504 808 1431 1964"> <thead> <tr> <th data-bbox="504 808 836 857">事業名（予算額）</th> <th data-bbox="842 808 1431 857">事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="504 866 836 981">維持管理費運営費 （保健所運営費） (12,348千円)</td> <td data-bbox="842 866 1431 981">保健所庁舎に必要な維持管理費等に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金、燃料費の増</td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 990 836 1104">施設維持管理費 （大学費） (51,968千円)</td> <td data-bbox="842 990 1431 1104">県立医療大学の施設維持管理等に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金、燃料費の増</td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1113 836 1227">運営費 （衛生研究所費） (5,351千円)</td> <td data-bbox="842 1113 1431 1227">衛生研究所の運営に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金の増</td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1236 836 1350">県立医療大学附属病院特別 会計へ繰出 (31,094千円)</td> <td data-bbox="842 1236 1431 1350">県立医療大学附属病院特別会計への繰出金 ※原油価格高騰等による電気料金、燃料費の増</td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1359 836 1496">管理運営費 （県立医療大学附属病院特 別会計） (33,694千円)</td> <td data-bbox="842 1359 1431 1496">県立医療大学附属病院の運営に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金、燃料費の増</td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1505 836 1619">いばらき予防医学プラザ管 理費 (14,917千円)</td> <td data-bbox="842 1505 1431 1619">いばらき予防医学プラザの管理に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金、燃料費の増</td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1628 836 1700">食肉衛生検査所運営費 (2,884千円)</td> <td data-bbox="842 1628 1431 1700">食肉衛生検査所の運営に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金の増</td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1709 836 1800">動物指導センター運営費 (4,336千円)</td> <td data-bbox="842 1709 1431 1800">動物指導センターの運営に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金の増</td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1809 836 1881">中央看護専門学校費 (4,227千円)</td> <td data-bbox="842 1809 1431 1881">中央看護専門学校の運営に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金の増</td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1890 836 1962">つくば看護専門学校費 (1,575千円)</td> <td data-bbox="842 1890 1431 1962">つくば看護専門学校の運営に係る経費 ※原油価格高騰等による燃料費の増</td> </tr> </tbody> </table>		事業名（予算額）	事業概要	維持管理費運営費 （保健所運営費） (12,348千円)	保健所庁舎に必要な維持管理費等に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金、燃料費の増	施設維持管理費 （大学費） (51,968千円)	県立医療大学の施設維持管理等に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金、燃料費の増	運営費 （衛生研究所費） (5,351千円)	衛生研究所の運営に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金の増	県立医療大学附属病院特別 会計へ繰出 (31,094千円)	県立医療大学附属病院特別会計への繰出金 ※原油価格高騰等による電気料金、燃料費の増	管理運営費 （県立医療大学附属病院特 別会計） (33,694千円)	県立医療大学附属病院の運営に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金、燃料費の増	いばらき予防医学プラザ管 理費 (14,917千円)	いばらき予防医学プラザの管理に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金、燃料費の増	食肉衛生検査所運営費 (2,884千円)	食肉衛生検査所の運営に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金の増	動物指導センター運営費 (4,336千円)	動物指導センターの運営に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金の増	中央看護専門学校費 (4,227千円)	中央看護専門学校の運営に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金の増	つくば看護専門学校費 (1,575千円)	つくば看護専門学校の運営に係る経費 ※原油価格高騰等による燃料費の増
事業名（予算額）	事業概要																							
維持管理費運営費 （保健所運営費） (12,348千円)	保健所庁舎に必要な維持管理費等に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金、燃料費の増																							
施設維持管理費 （大学費） (51,968千円)	県立医療大学の施設維持管理等に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金、燃料費の増																							
運営費 （衛生研究所費） (5,351千円)	衛生研究所の運営に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金の増																							
県立医療大学附属病院特別 会計へ繰出 (31,094千円)	県立医療大学附属病院特別会計への繰出金 ※原油価格高騰等による電気料金、燃料費の増																							
管理運営費 （県立医療大学附属病院特 別会計） (33,694千円)	県立医療大学附属病院の運営に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金、燃料費の増																							
いばらき予防医学プラザ管 理費 (14,917千円)	いばらき予防医学プラザの管理に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金、燃料費の増																							
食肉衛生検査所運営費 (2,884千円)	食肉衛生検査所の運営に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金の増																							
動物指導センター運営費 (4,336千円)	動物指導センターの運営に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金の増																							
中央看護専門学校費 (4,227千円)	中央看護専門学校の運営に係る経費 ※原油価格高騰等による電気料金の増																							
つくば看護専門学校費 (1,575千円)	つくば看護専門学校の運営に係る経費 ※原油価格高騰等による燃料費の増																							
<p>5 参考事項</p>	<p>一般会計（19施設） 県立医療大学、いばらき予防医学プラザ、各保健所ほか ※特別会計（県立医療大学附属病院）への繰出を含む 特別会計（1施設） 県立医療大学附属病院</p>																							